

# 栃木県公報

平成25年9月17日(火) 第2514号

○土地改良区役員の退就任・・・・・・ 749○県営土地改良事業に係る換地処分・・・・・ 749○公共測量の終了・・・・・ 749

# 公 告

### ○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年9月17日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地改良区名	役職名	退任役」氏	1 3	就任氏	役 員 名	住	折	退年	月	任日	就年	月	任日
都 賀 町 土地改良区	理事	大塚 幸	ŧ			栃木市都賀町家中516		25	. 3 .	30			
	"	江連 敏	ŧ			日光市小倉436		25	. 4 .	1			
	"			根本	勤	栃木市都賀町家中415-1					25.	8.	2
	"			山崎	昇一	〃 都賀町深沢342						"	

#### ○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営田中池ノ尻地区土地改良(区画整理)事業内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成25年9月17日

栃木県知事 福 田 富 一

- 換地処分の年月日
   平成25年9月5日
- 2 換地処分の内容

平成25年7月5日付け栃木県告示第397号で公告した換地計画のとおり。

(農地整備課)

# ○公共測量の終了

平成25年8月6日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、真岡市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年9月17日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
  - 公共測量 (基準点測量座標補正)
- 2 作業地域
  - 真岡市東光寺一丁目地内外
- 3 作業期間

平成25年6月14日から同年9月3日まで

(監理課)

## ○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査 済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年9月17日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域	開発許可を受	けた	者
(工区に含まれる地域の名称)	住 所	氏	名
真岡市鶴田1887番 1	真岡市東光寺三丁目14番地 1 サン ガーデンRENA101号	菊 地	孝昭
芳賀郡芳賀町大字祖母井字立海道西1659番33	芳賀郡芳賀町大字祖母井514番地	塙	和幸
下野市小金井字権現堂1184番1	下野市柴355番地6	木   村     木   村	泰 英 久 美 子
下都賀郡野木町大字友沼字轟829番2	下都賀郡野木町大字友沼507番地	渡 邉 渡 邉	浩
下都賀郡野木町大字中谷字三ツ家前15番3	栃木市薗部町三丁目17番3号アリ エーテ201	酒 井	大 輔

(都市計画課)